国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京	京農工大学教育職員	員の任期	に関する規程を	と次のとおり改	で正する。					
現行					改	正案			備考	
国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第25号										
第1条~第5条 略 附 則					第1条~第5条 附 則 省略(現行どおり)					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)						
教育研究組織 の名称	対象と なる職	任期	再任に関す る事項	根拠規程	教育研究組織 の名称	対象と なる職	任期	再任に関す る事項	根拠規程	
産官学連携・ 知的財産セン ター	教授及び准教 授	3年	再任可。ただ し、2回限り とする。	法第5条 第1項		農学府及び農 学部を兼務す る助手	3年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法第5条 第1項	
工学府及び工 学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただ し、1回限り とし、任期は 5年以内と する。	法第5条 第1項	農学研究院	生物システム応用 科学府を兼務 する助教及び 助手	5年	再任不可	法第5条 第1項	
<u>生物システム</u> <u>応用科学府</u>	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条 第1項	工学研究院	<u>工学府及び工</u> <u>学部を兼務す</u> 5年	5年	再任可。ただ し、1回限り とし、任期は 5年以内と する。	法第5条 第1項	
<u>農学府及び農</u> <u>学部</u>	助手	3年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法第 5 条 第1項		<u>る</u> 助教及び助 手				
総合情報メディアセンター	教授、准教授及 び講師	5年	再任可。ただ し、2回限り とする。	法第 5 条 第1項		生物システム応用 科学府を兼務 する助教及び 助手	5年	再任不可	法第5条 第1項	
	助教	5年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法 5 条第 1項	工学府	国立大学法人 東京農工大学 大学院工学府	<u>3年</u>	再任可。ただ し、2回限り とし、任期は	法第5条 第1項	

	助手	5年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法第5条 第1項
技術経営研究 科 国東大学 大大 支票 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大	教授、准教授及 び講師	<u>5年</u>	再任可。ただ し、2回限り とし、任期は 3年以内と する。	法第5条 第1項

	産業技術専攻 に勤務する教 育職員の就業 に関する特例 規程第2条の 適用を受ける 教授、准教授及 び講師		3年以内とする。	
農学部	助手	3年	再任可。ただ し、1 回限り とする。	法第 5 条 第1項
産官学連携・ 知的財産セン ター	教授及び准教 授	3年	再任可。ただ し、2回限り とする。	法第 5 条 第1項
	教授、准教授及 び講師	5年	再任可。ただ し、2回限り とする。	法第 5 条 第1項
総合情報メデ ィアセンター	助教	5年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法第 5 条 第1項
	助手	5年	再任可。ただ し、1回限り とする。	法第 5 条 第1項

附 則(23教規程第20号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者について適用する。